

会 議 録 (要旨)

会 議 名	行政評価委員会 第2回補助金等審査分科会
開 催 日 時	平成21年12月10日(木) 午前9時00分から10時09分
開 催 場 所	町民会館 第2会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	<p>(分科会委員)</p> <p>出席者：小野委員、村山委員、中西委員、平山委員、小山委員、中山委員</p> <p>欠席者：なし</p> <p>(審査参与職員)</p> <p>出席者：鳥海企画総務部長、臼井福祉保健部長、村山教育部長</p> <p>欠席者：鳥海住民生活部長、古川産業建設部長</p> <p>(説明員)</p> <p>21 審査-1：玉垣生活環境課長、橋本生活環境課環境係長</p> <p>21 審査-2：村山教育部長、吉岡社会教育課特命担当主幹</p> <p>21 報告-1 及び 21 報告-2：臼井福祉保健部長、福島福祉課障害福祉係長</p> <p>事務局：田辺企画財政課長、大井企画係長、企画係福島</p>
議 題	<p>1 補助金等審査</p> <p>2 その他</p>
傍 聴 者	2名
審 議 経 過	<p>日程1 開会</p> <p>進行は小野会長により進められ、会議の成立、また会議の公開が告げられた。 また、事務局から会議資料の確認及び欠席者の報告が行われた。</p> <p>日程2 議題</p> <p>議題(1)「補助金等審査」</p> <p>21 審査-1「(仮称)瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金について」</p> <p>審査案件についての説明要旨</p> <p>(玉垣課長)地球温暖化対策は地球規模の重要な課題であり、国は温室効果ガスの中期的な削減目標を90年比25%削減と世界に向けて発表した。国や東京都においても、環境に配慮された設備設置等への各種補助が行われている。また、議会においても本補助制度に関する一般質問をいただいた。そのような状況の中で、瑞穂町の温暖化対策の一環として、住宅用環境配慮型機器を設置した町民に対して、その経費の一部を助成することにより、住民の環境へ配慮する意識の高揚と二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的に実施するものである。</p> <p>内容としては、助成額として購入金額の10%とし、その範囲内で助成するものである。現在予定している機器と予算額であるが、二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器4万円、潜熱回収型ガス給湯器2万円、ガスエンジン給湯器4万円、高効率石油給湯器2万円、太陽光発電システム15万円である。</p> <p>予測される効果であるが、1つ目として、高効率石油給湯器や太陽光発電システムの導入を促進することで、温室効果ガスの排出量を削減すること、2つ目は、導入を機会に住民の環境に対する意識の高揚を図ること、3つ目は、地元の業者に工</p>

事を発注した場合は、地元の経済効果が期待できるものである。

各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

- (小山委員) 申し込みの方法であるが、単に先着順とするのではなく、ひとつの案として、広報みずほで周知し、一定の申し込み期間を設けた後に抽選とする方法もよいのではないか。人によっては、仕事の都合により行きたくても行けなかったという場合も想定されるので、公平な形で運営できればよい。
- (玉垣課長) 650万という予算額を要求させてもらったが、他の自治体でもあまり予算額は多くないということもあるので、申請していただいた全員の方に補助金を出したいと考えている。予算の範囲内で補助金を出すということもあり、当初、申し込みを先着順とすることも考えていたが、抽選も含め考えていきたい。
- (中西委員) 国においても同様の制度があったと記憶しているが、国の制度が今後続いた場合、国の補助金の申請と、町の補助金の申請は重複してもよいのか。
- (玉垣課長) 可能である。上乘せという言葉が正しいかわからないが、国、都、町がそれぞれ上乘せし、支払うことができる。
- (中山委員) 実際このような助成事業を実施していったときに、CO₂削減の実質的な効果はどの程度あると考えられるか。環境に対する意識を高揚させるということで効果はあると思うが、数値的なものであるとどの程度出てくるのか。
- (玉垣課長) CO₂の削減目標ということであるならば、例えば国で掲げた25%というのは、具体的な削減目標になると思う。また、例えば、1つの機器の設置で何%減るのかといった場合、1件の設置でこれだけ削減できたということで、削減できた数値の積算は公表できるかと思う。
- (平山委員) 施工業者は瑞穂町の業者に限定するのか。
- (玉垣課長) 本件については、町の業者でも設置工事ができる業者とできない業者があるので、限定はしていない。結果的には町の業者で設置工事していければ一番よいのではないかと思う。

委員からの意見聴取

- (小野委員) 意見を整理すると、制度に賛成の趣旨としては、町の姿勢として必要な事業であること、また、効果を評価できるようにすることが必要であること。ただし、制度実施上の留意点などとして、申し込みの公平性を確保すること。

以上のことから、本制度により補助金を支出することは適正であるとし、この結果について、行政評価委員会の意見として、町長に報告したい。

21 審査-2「第68回国民体育大会瑞穂町実行委員会補助金について」

審査案件について説明要旨

- (村山部長) 国体の東京開催は51年ぶりである。委員の構成員数は63名ということで、過日準備委員会が発足したところである。平成22年7月以降に実行委員会を設立する予定である。詳細については吉岡特命担当主幹から説明させる。

(吉岡主幹) 瑞穂町では平成 25 年に開催が予定されている東京国体において、少年男子ソフトボールの競技を実施する。これらの準備を進めるため、平成 21 年 11 月に第 68 回国民体育大会瑞穂町準備委員会を発足し、設立総会を開催した。国体実施の 3 年前に日本体育協会から正式に開催決定が降りた後、東京都を含めた各市町村は、実行委員会を設置しなければならない。今回創設した補助金は、実行委員会の運営のための補助金である。実行委員会の事業内容であるが、国体準備に関する会議の開催、国体開催の P R、実行委員会による先進県の視察、リハーサル大会の運営等である。補助金創設の効果であるが、実行委員会独自の予算執行が可能となるとともに事業額が明確になること、また、事務作業を円滑に行うことができるようになることである。また、企業からの賛助金も受け入れやすくなる。収支の管理は教育部社会教育課が行う。近隣の自治体では、羽村市、福生市が平成 22 年に補助金として予算を計上している。

各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(小山委員) 1 つ目、構成員の員数が 63 名(予定)とあるが、これは何か基準があるのか。2 つ目、視察旅費であるが、このような厳しい経済情勢の中であるので、予算は意識して削っていくべきである。3 つ目、先進県とはどのあたりを念頭に入れているのか。

(村山部長) 63 名の規模であるが、瑞穂町は少年男子ソフトボールを所管している。全国から 13 チームが町に来るということで、大会の運営に齟齬がないようにすることや、町をあげて組織を運営していくことなどを踏まえ、実行委員会を組織した。これについては特に基準は設けていない。近隣市町村ということでは福生市は 81 名である。以上のことを踏まえ、63 名としたものである。

(吉岡主幹) 視察の予算であるが、来年度の予算は今後の町の財政担当とのヒアリングの後に決定していくことになる。視察費や交通費については十分に精査し、福生市や羽村市の状況も見ながら判断していきたい。先進県の視察であるが、今年度は、町と同様にソフトボール競技が行われる千葉県成田市を予定している。

(村山部長) 町の 2 つの会場で行うソフトボール競技の参考となる県に視察に行くものである。税金を使うので、効果を求めつつも、内容を十分に精査したい。

(平山委員) 平成 22 年の予算計上ということであるが、どれほどの金額になるのか。

(吉岡主幹) 平成 22 年度に計上する補助金額としては約 90 万円を予定している。財政担当とのヒアリングの後、議会で承認をいただく予定である。予算や内容については、年度ごとに金額や規模が異なるため、現状では具体的な金額は確定していないということでご理解いただきたい。リハーサル大会の実施を含め、当該年度ではかなりの金額が必要になってくる。

(村山委員) 啓発するということであるが、具体的にはどのようなことをするのか。

(吉岡主幹) 来年度は、パンフレットを全世帯に配布する予定である。また、町の各種イベントで配れるよう、ポケットティッシュなどに国体に関するチラシを入れるなどして啓発したいと考えている。

(小山委員) 賛助金について、ある程度の見通しは立っているのか。

(村山部長)このような経済情勢では、なかなか難しいところである。十分にご理解をいただいた後、慎重に行っていききたい。現在では、見込みとしては明るいものではないが、この活動も事業計画に入っているので、ご理解をいただけるよう活動を行っていききたい。

各委員からの意見聴取

(小野委員)意見を整理すると、制度実施上の留意点などとしては、補助金の各支出項目及び金額について精査すること、また、予算執行についてしっかりと管理すること。

以上のことから、本制度により補助金を支出することは適正であるとし、この結果について、行政評価委員会の意見として、町長に報告したい。

21 報告-1「通所サービス等利用促進事業補助金について」

報告案件について説明要旨

(臼井部長)補助対象であるが、通所サービス事業所は、補助金申請時における直近1か月間の利用者送迎実績が、3回以上であること。また、1回の送迎に平均10人以上が利用し、週3回以上の送迎を実施していることである。短期入所事業所は、短期入所利用者に対し、居宅と短期入所事業所間の送迎を行った場合である。対象となる事業所は社会福祉法人のコロロ学舎、いわゆる瑞学園である。障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和、新法への円滑な移行促進を図るため、特別対策事業として実施するものであり、また、障がい者や障がい児が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう支援することを目的とするものである。補助の必要性であるが、新体系の日中活動事業所、短期入所事業所及び旧体系の通所施設における送迎サービスの実施を促進するとともに、送迎サービスを利用する方の負担を軽減するものである。補助金額であるが、通所サービス事業所については、平均利用者数10人以上が300万円、7から9人が240万円、4から6人が180万円であり、これは現に送迎に要する費用のいずれか少ない金額である。短期入所事業所については、利用者数1人につき1,860円で、送迎の片道1回あたりの額である。補助割合であるが、国が2分の1、都が4分の1、町が4分の1を負担している。この補助金は国の障害者自立支援対策臨時交付金である。平成19年4月1日から実施しているが、本年度から3年間延長するものである。

各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(小山委員)1つ目、対象事業所はそうせい学苑のみか。2つ目、実際の利用者数は。また、利用者は今後増える傾向にあるのか。3つ目、平成24年までに障害者自立支援法が廃止された場合の対応をどうするのか。

(臼井部長)対象事業所は1か所である。利用者であるが、週5日1回につき58人が利用している。障害者自立支援法の関係であるが、マスコミ等で廃案について報道されているが、今のところ国や都から文書は届いていない。現在は、法律の骨

格自体は変わらないのではないかと考えている。障がい者に関する施策として、支援費制度から障害者自立支援法に移った関係で、国や都も 1 割負担の軽減策を段階的に踏んでいる。支援費制度から障害者自立支援法に移るだけでもかなりのトラブルがあったこともあり、極端に変わることはないと考えている。

21 報告-2「新事業移行促進事業補助金について」

報告案件について説明要旨

(臼井部長) 補助対象は、特定旧法指定施設で生活介護、自立訓練、就労移行支援、施設入所支援の新体系事業所に移行した施設である。対象となる事業所は、青梅学園であり、瑞穂町から 1 名入所している。障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和と新法への円滑な移行促進を図るため、特別対策事業として実施するものであり、障がい者や障がい児が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう支援することを目的とするものである。補助の必要性であるが、移行した新体系事業所に一定の助成を行うことにより、旧体系施設から新体系への移行を促進する。補助金額であるが、生活介護等については、1 人につき、平成 21 年度 6,000 円、平成 22 年度 5,700 円、平成 23 年度 5,400 円、施設入所施設については、1 人につき、平成 21 年度 5,000 円、平成 22 年度 4,750 円、平成 23 年度 4,500 円である。補助割合は先ほどの報告案件と同様に、国が 2 分の 1、都が 4 分の 1、町が 4 分の 1 である。この補助金も国の障害者自立支援対策臨時交付金である。実施期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間である。

各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(小山委員) 補助金額が年度を経るごとに減っているが、これは経済情勢を反映しているものなのか、それとも他に理由があるのか。

(臼井部長) 心身障害者 (児) 福祉センターあゆみは法内施設ではない。旧法、つまり支援費制度の法律で運営されているものから障害者自立支援法になることによって、形態も変わり、法内施設に移行しなければならないということである。平成 18 年から障害者自立支援法が始まったが、5 年の猶予を経過措置としてみている。その段階で随時、法内施設に移っているところが大半であるが、これから移る施設もあるので、早めに移った施設に対しては重きを置き、金額は段階的に下げていくということである。5 年を経過すると、国や都では補助金を出さないことになっている。

(村山委員) 近隣の自治体でも同様であるのか。

(臼井部長) これは国の施策であり、瑞穂町からは 1 名の方が青梅学園に入所している。また、都が 4 分の 1 を負担して補助しているということもあり、都内は一律である。

議題 (2) 「その他」

(事務局) 本日審査いただいた 2 つの審査案件については、早速、報告書の作成に取り掛かり、委員の皆様へ提示させていただいたのち、必要な修正を加え、行政評価委員会の意見として、町長に報告させていただく。

次回の会議であるが、来年度事業の執行に向け審査または報告させていただく案件があるため、1月下旬を目処に会議の開催をお願いしたい。

閉会 午前 10 時 09 分